

# 「東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例」の 制定等について

平成23年6月17日  
株式会社名古屋証券取引所

## 1. 趣 旨

本年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な人的・物的被害をもたらしたほか、首都圏を含む広範な地域におけるインフラ機能の低下やサプライチェーンの寸断による生産活動の不安定化などを通じて被災地域内外の企業活動・企業業績に相当の影響を及ぼしています。

そこで、当取引所では、被災企業の復興を支援する観点から、東日本大震災の被災により経営に打撃を受けた上場会社や新規上場申請（予定）会社に対して震災の影響に配慮した特例を新設するなど所要の上場制度上の対応を図ることとします。

なお、この制定等に伴い、上場管理や新規上場の実務においても、震災の影響に配慮した運用を行うものとします。

## 2. 概 要

(備 考)

### (1) 上場審査基準等の特例

#### ① 純資産の額

- 上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が、東日本大震災による特別損失に起因して3億円未満となっている場合は、新規上場による資金調達額を加算した額が3億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。

- 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）  
第3条第1項等

#### ② 利益の額

- 東日本大震災による特別損失を除外して判断します。

- 特例第3条第2項等

#### ③ 監査意見

- 東日本大震災により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載された場合も基準を充足するものとします。

- 特例第3条第3項等

### (2) 上場廃止基準等の特例

#### ① 債務超過

- 上場会社が、東日本大震災による特別損失の発生に起因して債務超過の状態となった場合について、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。

- 特例第6条等

#### ② 事業活動の停止

- 上場会社が東日本大震災により一時的に事業活動を停止した場合について、事業活動の停止に係る上場廃止基準に該当しないことを明確化します。

- 株券上場廃止基準の取扱い1(7) a

(3) 上場手数料等の特例

- ・東日本大震災で特に被害の大きかった地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）に本社を置く上場会社については、本特例の施行日から1年以内に到来する支払期日に支払う上場手数料及び年間上場料を免除することができることとします。

・特例第2条等

3. 施行日

- ・平成23年6月20日から施行します。
- ・項番2(2)については、平成23年3月11日以後に終了する事業年度から適用します。

以 上